

シリーズ 三郷学

〈三郷学の視点⑥3〉

三郷学の実践

48. 自治基本条例

「私たちには夢があります」の言葉で始まる前文をもつ三郷市自治基本条例は、平成21年6月の三郷市議会において可決され、同年10月1日から施行されています。今年の10月1日からは、施行して7年目に入りました。この三郷市自治基本条例には、市民・議会・行政の役割や、市政運営の基本である情報共有・参加・協働についても定められています。

これまで条例の運用にあたっては、「三郷市自治基本条例運用の考え方」に具体的な目標を掲げ、その実現に向けた取り組みを進めてきました。今年は、これまでの取り組みを評価しつつ、「三郷市自治基本条例運用の考



え方(Ⅱ)」の策定に取り組んでいます。評価は、市の職員による自己評価のほかに、三郷学講座などで学識者や市民からの専門的知見や市民感覚に基づく外部評価を行ってきました。また、市民意識調査により、条例がどのくらい知られているかの調査も実施しています。

市民意識調査の結果では、自治基本条例についての市民のかたの認知度はまだ高くはありませんが、三郷学講座に参加された市民のかたは、講座後のアンケートによれば、自治基本条例の重要性をあらためて認識されているようです。

現在策定中の第4次三郷市総合計画・後期基本計画の策定根拠も、この三郷市自治基本条例にあります。